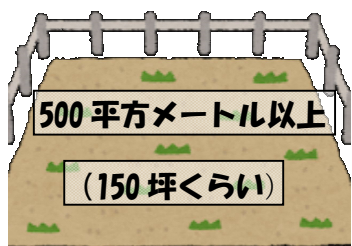
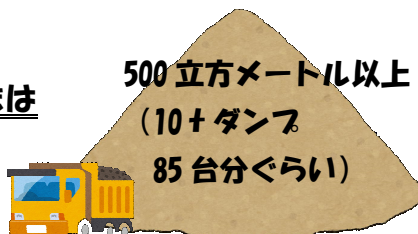


注意!

それ、違反になるかもしれません!



または



の



©富士宮市さくやちゃん

土砂などを盛ったり、掘ったり、持ち込む

ときは市の許可が必要です。



【富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例より】

令和6年1月から盛土に関する条例が強化されます。

・ 罰則が強化されます。

無許可で盛土等をしたとき → 2年以下の懲役又は、100万円以下の罰金等



・ 土地の所有者等の責任を追加します。

土地の所有者は、災害がおこらないように土地の管理をすること等



・ 農地改良でも市の許可が必要になります。

条例を改正した経緯

令和3年に熱海市で違反盛土を起因とする大規模な土石流が発生しました。これにより静岡県は、新たに「静岡県盛土等の規制に関する条例」を制定しました。

富士宮市においても、市民の安全を守るため、無許可で行う盛土に対し、罰則の強化や土地の所有者等が責任をもって管理するよう条例を改正しました。



©富士宮市さくやちゃん

土砂などを盛ったり、掘ったり、持ち込もうとするときに、許可が必要かもしれません。
始める前に市にご相談を!

問い合わせ先 富士宮市役所 都市整備部 管理課 (5階)
公共用地係 直通: 0544-22-1213